

# 感染拡大防止のための基本対策

令和3年11月19日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1

## 一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。



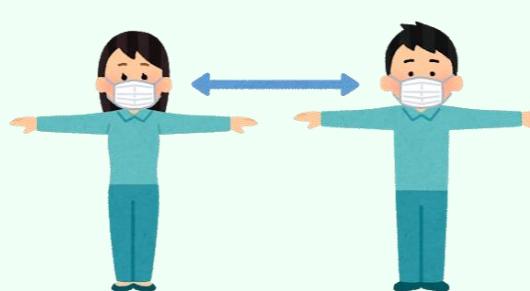
外出時や会話するとき  
には、**マスクを正しく  
着用**しましょう。  
※不織布マスクを推奨



こまめな**手洗い、  
手指消毒を**  
**徹底**しましょう。



窓を開けるなどして、  
**こまめに換気をしま  
しょう。**



**人との間隔は、  
できるだけ2m  
取りましょ**う。



2

## 症状がある場合は登校・出勤を控え、 早めに受診してください。

**かかりつけ医や診療検査医療機関**に相談してください。

かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からぬ場合は  
**受診・相談センター(TEL0120-567-747)**

3

### 飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。

控えてください！

#### 密閉・密集・密接



例えば・・・

- ✖ 場所の換気が悪い
- ✖ 狹い場所に大人数
- ✖ 間隔を取らずに会話

#### 体調不良で参加



#### 大声やマスクなしでの会話



#### 深酒



※大人数・長時間の飲食は、しっかり対策を取ってください。

※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

・ 感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

**「ふくしま感染防止対策認定店」  
をおすすめします！**

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4 旅行や帰省等、移動する時は、  
ご自身の体調管理や、  
移動先の感染情報把握などを含め、  
感染防止対策をお願いします。



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5 接種の順番を迎えられた際には、  
新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、  
「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



## 事業者の皆さんにお願いします

- ・**職場内の感染防止対策を徹底してください。**
  - 従業員等の**手指消毒やマスク着用**の徹底、職場内の**消毒や換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
  - 従業員等の**出勤時の健康チェックを徹底**してください。
  - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わりに注意**してください。
- ・ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・**業種別ガイドライン等**を遵守願います。

(法第24条第9項に基づく要請)

## イベント等を開催する事業者の皆さんにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底してください。**

- 「三つの密」が発生しない席の配置
- 出演者や参加者等に係る行動管理
- 会場内の消毒や換気 など
- 人と人との距離の確保
- マスク着用の徹底

### イベントの開催【11月25日以降に開催されるイベントに適用】

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合は、「感染防止安全計画」を開催2週間前までに提出してください。**
- ・ 上記イベント開催後は**「結果報告書」**を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

**【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】**

**電話：024-521-8644（受付時間9時～17時）**

**mail : corona-event@pref.fukushima.lg.jp**

詳しくは、県HPを参照してください。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

# 施設管理者の皆さんにお願いします

## 大学・専門学校等

- ・感染防止対策について、  
学生への周知と注意喚起をお願いします。

## 小・中・高等学校

- ・マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での  
感染防止対策をお願いします。

## 医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、  
感染防止対策を徹底してください。